

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 2月 7日に提出された29監特第59号の名古屋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件請求は、平成29年11月24日に入札公告された国際会議場屋根付歩廊整備事業について、当該屋根付歩廊が道路占用基準に違反しているため発注仕様書に履行不可能な内容が含まれている、また、地下鉄日比野駅構内から地上までは階段があるため車いす利用者とベビーカーは通行不可能であるにも関わらず、発注仕様書において「車いす利用者とベビーカー利用者に配慮すること」等を求めているため発注仕様書に履行不可能な内容が含まれているとの理由により、3月に締結予定の契約は無効であると主張し、契約の中止など必要な措置を求めるものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その

対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していただなければならないとされている。

本件請求における道路占用基準に違反しているとの主張については、平成30年1月12日付29監特第39号で通知したとおり、当該屋根付歩廊は、今後、道路占用許可申請がされ、道路管理者による許可基準への適合性の判断がされるものであり、財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

また、その余については、請求人の意見を述べているものであって、財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)